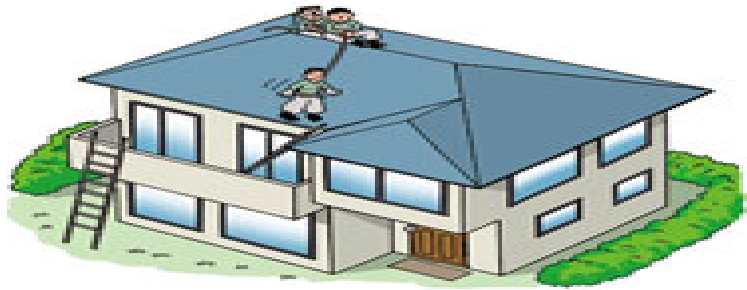


二階建て家屋の屋根の塗装作業において、屋根上で滑り墜落



発生状況

この災害は、二階建て家屋の屋根の塗装作業において、塗料を補充するため屋根上を移動中、足を滑らせて約6m下の地面に墜落したものである。

作業の方法は、前日と同様に30mの長さのロープを被災者の腰に巻き付け、他の二人がそのロープの端部を上方で引っ張っていた。

しばらくして、手持ちの塗料がなくなったので、被災者は二階のベランダに置いてある塗料缶から手持ちの缶へ塗料を移し替えることにし、屋根からベランダに降りるため腰に巻いたロープをほどいたときに、屋根上(高さ5.8m、勾配23度)で足を滑らせ地上に墜落した。

なお、この工事では、足場は設置されておらず、三人とも安全帯を着用せず、また、保護帽も持参していなかった。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 安全な通路を確保していなかったこと
塗装作業中に塗料の補給を行うため、傾斜した屋根の上を通行する必要があるのに、屋根からベランダまで塗料缶を持って安全に昇降するための通路が確保されていなかった。
- 2
 - (1) 足場を設置して安全な作業床、手すりを設置することを怠っていたこと
 - (2) 安全な箇所に緊結した親綱に安全帯をかけることなく、長いロープを直接身体に巻きつけ、しかも他の作業者にその端部を保持させていたこと
 - (3) 保護具として基本のものである保護帽および安全帯を携帯させていなかったこと
- 3 安全衛生教育を実施していなかったこと
この会社では、作業者に対して墜落防止措置に関する安全衛生教育を全く実施していなかった。

対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 安全に昇降できる設備等を確保すること
高所での作業に付随してその作業場所に行く場合等であって墜落の危険がある場合には、短時間の作業であってもあらかじめ安全に昇降できる設備を設置する。(安衛則第526条)
これが困難な場合には、親綱を張り、それに安全帯を掛ける等の措置を行う。(参考:安衛則第519条)
- 2 適切な墜落防止措置を行うこと
高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く)で作業を行う場合で、墜落の危険があるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける。なお、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等の措置を講ずる。(安衛則第518条)
なお、作業床に囲い等を設けることが著しく困難なときには、防網を張り、安全帯を使用させる等の措置を講ずる。
- 3 保護帽を必ず着用させること
- 4 安全衛生教育を実施すること

業種	その他の建築工事業
事業場規模	1～4人
機械設備 有害物質の種類(起因物)	屋根、はり、もや、けた、合掌
災害の種類(事故の型)	墜落、転落
建設業のみ 工事の種類	その他の建築工事
災害の種類	屋根、屋上から墜落
被害者数	死亡者数：1人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	防護 安全装置がない
発生要因(人)	無意識行動
発生要因(管理)	不意の危険に対する措置の不履行